平成２２年（フ）第４４６号
兵庫県加古川市加古川町南備後176番地の２
南備後住宅２―204号
債務者　黒金由紀子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４４８号
兵庫県姫路市飾磨区堀川町99番地５　203号
債務者　山田　光保
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４５５号
兵庫県姫路市御国野町国分寺491番地99号
債務者　松岡　恵美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４８０号
兵庫県姫路市広畑区小坂128番地　市営１棟201
債務者　上内　義文
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３３１号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵144番地の19
債務者　小田　晴美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第９１０号
広島市安佐北区真亀２丁目12番38―402号
債務者　市橋　雅之
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６２号
広島市安佐南区祇園１丁目６番６―202号
債務者　西川　真二
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９７１号
広島市安佐南区沼田町大字伴3400番地の５
債務者　杉本惠美子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００７号
広島市西区横川町１丁目11番15号
債務者　志磨　秀子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３９号
広島市安佐北区落合４丁目４番31―408号
債務者　ショージ急送こと　平　　昇二
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４４号
広島市南区東雲本町２丁目７番４―304号
債務者　森岡　幸二
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５２号
広島市安佐南区沼田町大字伴3618番地１　サンウエストパークＢ棟201号
債務者　中山　　薫
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０８６号
広島県廿日市市上平良1270番地６
債務者　野田　晴美
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９５号
香川県高松市松並町794番地４
債務者　鯨崎智栄美
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２６０号
香川県高松市香南町由佐323番地３
債務者　藤井　　巧
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２６６号
香川県高松市扇町１丁目15番18号
債務者　湊　　淳和
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２８１号
香川県丸亀市綾歌町岡田東294番地15
債務者　平尾　照夫
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５７２号
福岡市南区老司５―７―12
債務者　柳　　俊幸
1　決定年月日時　平成22年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部